

総務省組織令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、情報流通行政局郵政行政部貯金保険課を廃止してその所掌事務を同部企画課に移管するほか、総合通信基盤局電気通信事業部に安全・信頼性対策課及び基盤整備促進課を設置するとともに、同部消費者行政第一課を廃止してその所掌事務を同部料金サービス課等に移管する等、所要の規定整備を行う。

2. 主な改正事項

- (1) 情報流通行政局総務課及び情報通信政策課の所掌事務の変更（総務省組織令（以下「令」という。）第 77 条及び第 78 条）

情報流通行政局総務課の所掌事務の一部を同局情報通信政策課に移管するもの

- (2) 情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の変更等（令第 76 条、第 87 条、第 89 条、附則第 19 条及び附則第 20 条）

情報流通行政局郵政行政部貯金保険課を廃止し、その所掌事務を同部企画課に移管するもの

- (3) 総合通信基盤局電気通信事業部安全・信頼性対策課及び基盤整備促進課の設置等（令第 90 条及び第 92 条から第 98 条まで）

総合通信基盤局電気通信事業部に安全・信頼性対策課及び基盤整備促進課を設置し、その所掌事務を定めるほか、同部消費者行政第一課を廃止し、その所掌事務を同部料金サービス課等に移管するとともに、同部消費者行政第二課の名称及び所掌事務を変更するもの

- (4) 国際戦略局参事官の設置期限の撤廃（令附則第 17 条）

国際戦略局参事官の設置期限の特例を削除するもの

3. スケジュール

閣 議：令和 5 年 6 月 30 日

施行期日：令和 5 年 7 月 7 日